

工業用水道事業に係る政策評価実施要領の一部を改正する要領新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
工業用水道事業に係る政策評価実施要領 〔 平成 1 4 ・ 0 3 ・ 2 8 地局第 1 号 平成 1 4 年 4 月 1 日 〕 <u>改正 2 0 2 3 0 4 2 6 地局第 1 号</u> <u>令和 5 年 4 月 2 8 日</u> 本実施要領の位置づけ 本実施要領は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき定めた「経済産業省政策評価基本計画」（平成 14 年経済産業省告示第 153 号。以下、「基本計画」という。）に基づき、<u>平成 14 年 4 月 1 日付けで制定した「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」について、「基本計画」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成 14 年政令第 49 号）（以下「施行令」という。）に基づき改正し、工業用水道事業に係る政策評価実施要領を定めるものである。</u> 第 1. （略）	工業用水道事業に係る政策評価実施要領 〔 平成 1 4 ・ 0 3 ・ 2 8 地局第 1 号 平成 1 4 年 4 月 1 日 〕 本実施要領の位置づけ 本実施要領は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき定めた「経済産業省政策評価基本計画」（経済産業省告示第 153 号。以下、「基本計画」という。）に基づき<u>工業用水道事業に係る新規事業採択時評価実施要領（平成 11 年 8 月 2 日付け 11 立施設第 7 号）及び工業用水道事業に係る再評価実施要領（平成 11 年 8 月 2 日付け 11 立施設第 2 号）を改定し、当該事業に係る政策評価実施要領を定めるものである。</u> 第 1. （略）

第 2. 基本的な方針

1 評価の単位及び対象

当該事業の評価の単位は、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が、工業用水道事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて実施する個々の建設、改築及び強靱化事業（以下「事業」という。また、当該事業の実施者を以下「事業者」という。）、工業用水道の観点から同一・類似目的を有する事業をまとめた施策（以下「施策」という。）並びに工業用水道事業を営むことに必要な規制を行う「工業用水道事業法」（昭和 33 年法律第 84 号）とする。

- ・対象とする事業は、法第 9 条に基づく施行令第 3 条第 1 項第 4 号で定める要件に該当する事業とする。
- ・基本計画で定める予算措置を伴う「工業用水道事業の整備（公共事業）」と称する当施策及び「工業用水道事業法」の評価については、当該計画により実施し、下記は適用しない。

2 （略）

第 3. 評価の実施

1 実施体制

第 2. 基本的な方針

1 評価の単位及び対象

当該事業の評価の単位は、地方公共団体及び水資源開発公団（以下「公団」という。）が、工業用水道事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて実施する個々の建設及び改築事業（以下「事業」という。また、当該事業の実施者を以下「事業者」という。）、工業用水道の観点から同一・類似目的を有する事業をまとめた施策（以下「施策」という。）並びに工業用水道事業を営むことに必要な規制を行う「工業用水道事業法」（昭和 33 年法律第 84 号）とする。

- ・対象とする事業は、法第 9 条に基づく「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成 14 年政令第 49 号）第 3 条第 1 項第 4 号で定める要件に該当する事業とする。
- ・基本計画で定める予算措置を伴う「工業用水道事業の整備（公共事業）」と称する当施策及び「工業用水道事業法」の評価については、別途定める「経済産業省政策評価実施要領」（平成 14 年 4 月 1 日）により実施し、下記は適用しない。

2 （略）

第 3. 評価の実施

1 実施体制

本実施要領に基づく評価及び公表は、経済産業省において工業用水を所掌する地域産業基盤整備課で実施する。また、評価責任者として、事前評価においては地域産業基盤整備課長、事後評価においては地域産業基盤整備課が所属する地域経済産業グループの政策調整官とする。

2、3 （略）

4 第3の3に定める事業者（地方公共団体及び機構）の役割

- ① 地方公共団体は、必要資料を作成し、経済産業省に提出する。
- ② 機構は、地方公共団体と十分な調整を図った上で必要資料を作成し、経済産業省に提出する。

第4. ～第6. （略）

（削除）

附則

- 1 本要領は、平成14年4月1日から施行する。

本実施要領に基づく評価及び公表は、経済産業省において工業用水を所掌する産業施設課で実施する。また、評価責任者として、事前評価においては産業施設課長、事後評価においては産業施設課が所属する地域経済産業グループの政策調整官とする。

2、3 （略）

4 第3の3に定める事業者（地方公共団体及び公団）の役割

- ① 地方公共団体は、必要資料を作成し、経済産業省に提出する。
- ② 公団は、地方公共団体と十分な調整を図った上で必要資料を作成し、経済産業省に提出する。

第4. ～第6. （略）

第7. 適用

- 1 本要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本要領は、社会情勢の変化等により変更の必要が生じた場合は柔軟に対応する。
- 3 本要領の施行に伴い「工業用水道事業に係る新規事業採択時評価実施要領（平成11年8月2日付け11立施設第7号）及び「工業用水道事業に係る再評価実施要領（平成11年8月2日付け11立施設第2号）」は廃止する。

（新設）

2 本要領は、社会情勢の変化等により変更の必要が生じた場合は柔軟に対応する。 3 本要領の施行に伴い「工業用水道事業に係る新規事業採択時評価実施要領（平成 11 年 8 月 2 日付け 11 立施設第 7 号）及び「工業用水道事業に係る再評価実施要領（平成 11 年 8 月 2 日付け 11 立施設第 2 号）」は廃止する。 附則 本要領は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。 （別紙 1） 事前評価及び事後評価の実施について I. 事前評価及び事後評価における必要資料 1 事業者は、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」第 3 の 3 に規定する必要資料を様式に準じて作成し、<u>経済産業省が指定する期日までに提出</u>する。 2（略） 3 <u>機構</u>事業、内閣府所管事業及び共同事業に係る事業者は、資料を提出するにあたり、必要に応じ関係省庁と調整を図る。	（別紙 1） 事前評価及び事後評価の実施について I. 事前評価及び事後評価における必要資料 1 事業者は、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」第 3 の 3 に規定する必要資料を様式に準じて作成し、<u>地方公共団体は管轄する経済産業局（当該地域が沖縄総合事務局長の所轄に属する場合にあっては沖縄総合事務局。）、公団については経済産業省に、補助金交付を受けようとする年度の前年度の 5 月末日までに提出</u>する。 2（略） 3 <u>公団</u>事業、内閣府所管事業及び共同事業に係る事業者は、資料を提出するにあたり、必要に応じ関係省庁と調整を図る。
--	---

Ⅱ．評価内容及び評価方法

以下に定める各内容について評価を行う。また、各評価フローについては、別図に示すとおりである。

1 事前評価

1) 評価内容

① 前提指標

- i) 費用便益分析において「費用便益比」が 1.0 以上であること。
(略)
- ii) (略)
- iii) 改築事業及び強靱化事業の場合、補助対象事業費が 10 億円以上であること。
- iv) 地方公共団体が事業主体の場合は、原則、令和 4 年度以降に公共施設等運営権方式をはじめとする PPP/PFI の導入検討を実施していること。

② (略)

2) (略)

2 事後評価

事後評価は、補助対象事業である事業計画の状況の把握評価（一次評価）及び要因の変化が認められた場合に実施する詳細な評価（二次評価）からなる。二次評価は、一次評価において事後評価時と直前の評価時の評価内容で顕著な差異が認められる等の事由により、対応方針を決定する上で、更に詳細な分析・検討が必要と判断した場合に実施する。その際、経済産業省は、二次評価に係る内容が確認できない場合は、事業者に対し様式に

Ⅱ．評価内容及び評価方法

以下に定める各内容について評価を行う。また、各評価フローについては、別図に示すとおりである。

1 事前評価

1) 評価内容

① 前提指標

- i) 費用便益分析において「費用便益比」が 1.5 以上であること。
(略)
- ii) (略)
- iii) 改築事業の場合、工期が 10 年以下であり、かつ、補助対象事業費が 20 億円以上であること。
(新設)

② (略)

2) (略)

2 事後評価

事後評価は、補助対象事業である事業計画の状況の把握評価（一次評価）及び要因の変化が認められた場合に実施する詳細な評価（二次評価）からなる。二次評価は、一次評価において事後評価時と直前の評価時の評価内容で顕著な差異が認められる等の事由により、対応方針を決定する上で、更に詳細な分析・検討が必要と判断した場合に実施する。その際、経済産業省は、二次評価に係る内容が確認できない場合は、事業体に対し様式に

準じて二次評価に係る必要資料の提出を求める。ただし、事後評価時の費用便益分析においては、総便益が総費用を上回る場合は(費用便益比は 1.0 を越えること。)二次評価は実施しない。

1) ～3) (略)

(別紙 2)

費用対効果分析実施細目

第 1 (略)

第 2 事業の目的の明示
(略)

(解 説)

事業の主たる目的を対象に、その実施に応じて得られる効果を適切に評価する。

事業の種別は「建設事業」、「改築事業」及び「強靱化事業」とに区分される。

第 3 評価の対象期間

準じて二次評価に係る必要資料の提出を求める。ただし、事後評価時の費用便益分析においては、総便益が総費用を上回る場合は(費用便益比は 1.0 を越えること。)二次評価は実施しない。

1) ～3) (略)

(別紙 2)

費用対効果分析実施細目

第 1 (略)

第 2 事業の目的の明示
(略)

(解 説)

事業の主たる目的を対象に、その実施に応じて得られる効果を適切に評価する。

事業の種別は「建設事業」と「改築事業」とに区分されるが、「拡張事業」については、「建設事業」と同様の効果を達成することがその主目的であると見なすことができるため、「建設事業」の一形態として扱うものとする。

第 3 評価の対象期間

評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、建設、改築又は強靱化工事に係る資本投下が開始されてから実質的な耐用年数を考慮した供用期間の終了時点までとする。

（解 説）

建設、改築又は強靱化に係る工事期間の開始時点から、構成する施設の実質的な耐用年数を考慮した供用期間が終了する時点までの期間が評価期間となる。

【建設事業】

（略）

【改築事業及び強靱化事業】

（略）

第4～第7 （略）

評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、建設ないしは工事に係る資本投下が開始されてから実質的な耐用年数を考慮した供用期間の終了時点までとする。

（解 説）

建設ないしは改築に係る工事期間の開始時点から、構成する施設の実質的な耐用年数を考慮した供用期間が終了する時点までの期間が評価期間となる。

【建設事業】

（略）

【改築事業】

（略）

第4～第7 （略）

(様式1)

事前評価総括表

[建設・改築・強靱化] 年 月 日現在

計 画 概 要	事業名		事業者名	
	給水区域		給水開始時期 (計画開始日)	
	計画給水量 m ³ /日		現行給水能力 m ³ /日	
	契約給水量 m ³ /日		契約率 %	
	地域区分		地盤沈下・基盤整備 四大・新産・工特・その他	
工期		年～年		
水源・予算規模	水源		取水量	
			配水区分	
			原水配水・浄水配水	
			m ³ /S 円/m ³	
			m ³ /S 円/m ³	
			円/m ³	
総事業費		千円		
補助対象事業費		千円		
補助金総額		千円		
年度要求補助金額		千円		
補助率		%		
事業の目的及び事業概要				
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性				
a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 b) 工業用水法以外の法律・条例等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 【関連する法律等の名称：】 c) その他【】				
事業着手の緊急性				
【建設事業】 a) 既に着工している【着工：年 月】 b) 給水の要望があり、早急に事業に着手しなければならない【給水開始：年 月】 c) 工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない【分譲開始：年 月】 d) その他【】				
【改築事業及び強靱化事業】 a) 漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b) 工業用水道施設に係わる事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある d) ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある e) 原水の水質悪化により支障が生じている f) 河床変動により取水に支障が生じている g) その他【】				
事業を実施した場合の費用対効果分析				
費用便益比：				
評価の対象とする便益項目：				
費用便益比の算定に含まれていないその他の特別な事情				
その他特別な事情： 注）簡潔に記述すること。				

注1) 項目の列挙されているものについて該当するものを○で囲むこと。

注2) 添付書類

- ・計画給水量算定根拠
- ・地下水保全（地下水転換）の必要性、事業着手の緊急性を説明する資料
- ・費用便益比の算定に用いた基礎資料

(様式1)

事前評価総括表

[建設・改築] 平成 年 月 日現在

計 画 概 要	事業名		事業者名	
	給水区域		給水開始時期 (計画開始日)	
	計画給水量 m ³ /日		現行給水能力 m ³ /日	
	契約給水量 m ³ /日		契約率 %	
	地域区分		地盤沈下・基盤整備 四大・新産・工特・その他	
工期		年～年		
水源・予算規模	水源		取水量	
			配水区分	
			原水配水・浄水配水	
			m ³ /S 円/m ³	
			m ³ /S 円/m ³	
			円/m ³	
総事業費		千円		
補助対象事業費		千円		
補助金総額		千円		
年度要求補助金額		千円		
補助率		%		
事業の目的及び事業概要				
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性				
a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 b) 工業用水法以外の法律・条例等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 【関連する法律等の名称：】 c) その他【】				
事業着手の緊急性				
【建設事業】 a) 既に着工している【着工：平成 年 月】 b) 給水の要望があり、早急に事業に着手しなければならない【給水開始：平成 年 月】 c) 工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない【分譲開始：平成 年 月】 d) その他【】				
【改築事業】 a) 漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b) 工業用水道施設に係わる事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある d) 原水の水質悪化により支障が生じている e) 河床変動により取水に支障が生じている f) その他【】				
事業を実施した場合の費用対効果分析				
費用便益比：				
評価の対象とする便益項目：				
費用便益比の算定に含まれていないその他の特別な事情				
その他特別な事情： 注）簡潔に記述すること。				

注1) 項目の列挙されているものについて該当するものを○で囲むこと。

注2) 添付書類

- ・計画給水量算定根拠
- ・地下水保全（地下水転換）の必要性、事業着手の緊急性を説明する資料
- ・費用便益比の算定に用いた基礎資料

(様式2)

事後評価総括表

年 月 日現在

事業名		事業者名	
事業の概要	事業の目的：		
一次評価	①需要の見通し	採 択 時 ^(注) 給水区域： ・事業届出上の給水区域 立地案種（想定も含む） 各需要量（想定も含む） 給水量及び需要発生時期： ・計画給水能力 ・契約給水量 ・年度毎の給水量（実績及び計画）	事後評価時 ※ 同左
	②施設建設計画	施設規模： ・建設事業費 ・各施設の規模	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載
		建設工程： ・工期 ・専用施設建設の進捗 ・ダム建設等の進捗	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載 実績及び将来の見通しを記載
	③費用便益分析	総便益： 総費用： 費用便益比：	※ 同左

(注) 2回目以降は、直前の事後評価時とする。
※ その他事後評価に必要な項目が有れば、記載すること。

(様式2)

事後評価総括表

平成 年 月 日現在

事業名		事業者名	
事業の概要	事業の目的：		
一次評価	① 必要の見直し	採 択 時 ^(注) 給水区域： ・事業届出上の給水区域 ・立地案種（想定も含む） 各需要量（想定も含む） 給水量及び需要発生時期： ・計画給水能力 ・契約給水量 ・年度毎の給水量（実績及び計画）	事後評価時 ※ 同左
	②施設建設計画	施設規模： ・建設事業費 ・各施設の規模	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載
		建設工程： ・工期 ・専用施設建設の進捗 ・ダム建設等の進捗	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載 実績及び将来の見直しを記載
	③費用便益分析	総便益： 総費用： 費用便益比：	※ 同左

(注) 2回目以降は、直前の事後評価時とする。
※ その他事後評価に必要な項目が有れば、記載すること。

事後評価総括表

二次評価	一次評価に掲げる変動要因の分析	※ 顕著な差異がみとめられる事項について記載のこと
	事業計画に係る変更案の検討	工事内容等の変更に係る検討： ※ 二次評価に付帯して想定し得る事業実施計画の変更案について記載のこと
対応方針	※ 一次評価若しくは二次評価における対応方針（事業の継続、事業計画の見直し、休止、中止）を具体的に記載のこと	
公表	公表方法： ・公表形式 ・公表時期、期間 公表結果： ・公表に係る意見等	

事後評価総括表

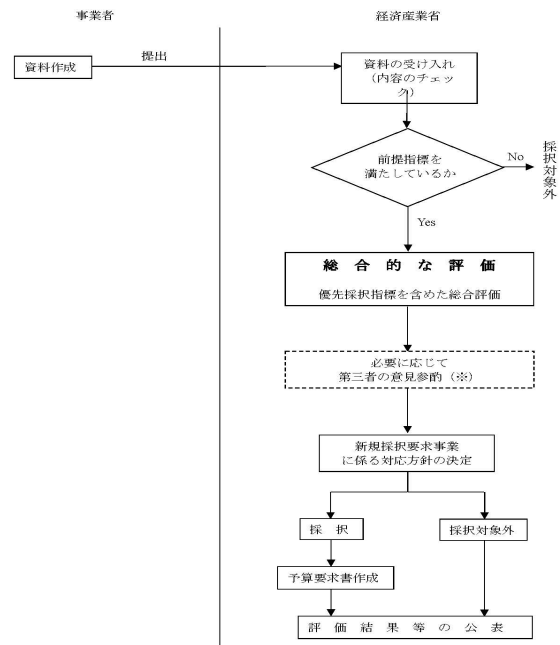
二次評価	一次評価に掲げる変動要因の分析	※ 顕著な差異がみとめられる事項について記載のこと
	事業計画に係る変更案の検討	工事内容等の変更に係る検討： ※ 二次評価に付帯して想定し得る事業実施計画の変更案について記載のこと
対応方針	※ 一次評価若しくは二次評価における対応方針（事業の継続、事業計画の見直し、休止、中止）を具体的に記載のこと	
公表	公表方法： ・公表形式 ・公表時期、期間 公表結果： ・公表に係る意見等	

(図 1)

事業事前評価のフロー (改正前)
(図略)

(図 1)

事業事前評価のフロー (改正後)



(※) ①事業者において第三者の意見参酌がされていない場合。
②対応方針決定において、明確な判断が困難な場合。

(図 1)

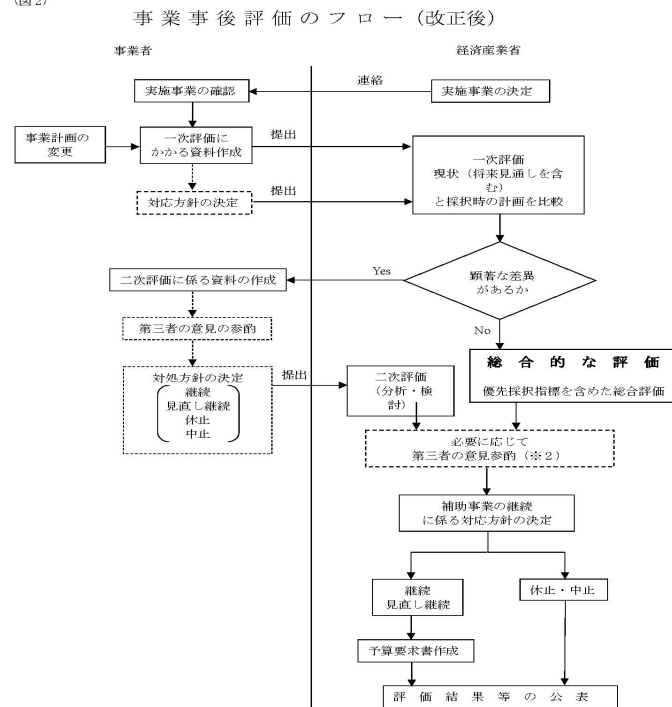
事業事前評価のフロー
(図略)

(新設)

(図 2)

事業事後評価のフロー (改正前)
(図略)

(図 2)



(※1) ----> は、機構のみ該当する。他の部分は事業者で共通。
(※2) ①事業者において第三者の意見参酌がされていない場合。
②対応方針決定において、明確な判断が困難な場合。

(図 2)

事業事後評価のフロー
(図略)

(新設)

